

森林・林業再生基盤づくり交付金（新規） ＜うち、高性能林業機械等の整備＞

【平成25年度概算決定額 1,612,164(0)千円の内数】

事業のポイント

- 間伐等の森林整備を効率的かつ円滑に推進するため、高性能林業機械等の条件整備を推進します。
- 林業生産性の向上を図る機械・施設整備に対して支援を行い、意欲ある事業者が林業生産の相当部分を占める望ましい林業構造を確立します。

（森林整備の推進）

- ・ 我が国の森林資源を最大限有効に活用して森林・林業を再生し、持続的な森林経営を確立するためには、森林施業の集約化、路網の整備、搬出間伐等の推進が重要です。
- ・ また、地球温暖化防止森林吸収源対策として、間伐等の森林整備を推進し、森林吸収量の算入上限値3.5%分（平成25年から平成32年の平均）を確保することが必要です。
- ・ 効率的な森林整備の実施のための高性能林業機械の導入等の条件整備が必要です。

（望ましい林業構造の確立）

- ・ 我が国の素材生産の労働生産性は全国平均で4.76m³/人日（主伐）であるが、作業路網の整備と高性能林業機械の導入により低コスト化に取り組み、10.0m³/人日以上 の生産性をあげている事業者も存在します。
- ・ 生産性向上の後押しが必要です。

政策目標

- 高性能林業機械を使用した素材生産量の割合の向上
（4割（21年度）→6割（27年度））

＜内容＞

森林整備の効率的かつ円滑な実施及び林業再生の担い手育成や林業生産コストの低減を図るために必要な高性能林業機械等の整備を支援します。

＜交付率＞

定額（1/2、4.5/10、1/3等）

＜事業実施主体＞

都道府県、市町村、森林組合、林業者等の組織する団体、林業事業者等

＜事業実施期間＞

平成25年度～29年度（5年間）

[担当課：林野庁整備課]

[担当課：林野庁経営課]